

(第103号、第104号、第105号議案)

令和2年度給与改定等の概要

項目	内 容				
期末手当	支給月数を改定する。(カッコ内は再任用)				
	【管理職員】				
		6 月	12 月	3 月	計
	現行	0.95 月 (0.55 月)	1.00 月 (0.60 月)	0.25 月 (0.10 月)	2.20 月 (1.25 月)
	改正案 〔施行日〕 〔公布の日〕	0.95 月 (0.55 月)	0.95 月 (0.55 月)	0.25 月 (0.10 月)	2.15 月 (1.20 月)
	改正案 〔施行日〕 〔令和3年4月1日〕	0.925 月 (0.525 月)	0.975 月 (0.575 月)	0.25 月 (0.10 月)	2.15 月 (1.20 月)
	【一般職員】				
		6 月	12 月	3 月	計
	現行	1.15 月 (0.65 月)	1.20 月 (0.70 月)	0.25 月 (0.10 月)	2.60 月 (1.45 月)
	改正案 〔施行日〕 〔公布の日〕	1.15 月 (0.65 月)	1.15 月 (0.65 月)	0.25 月 (0.10 月)	2.55 月 (1.40 月)
	改正案 〔施行日〕 〔令和3年4月1日〕	1.125 月 (0.625 月)	1.175 月 (0.675 月)	0.25 月 (0.10 月)	2.55 月 (1.40 月)
	【会計年度任用職員】				
		6 月	12 月	3 月	計
	現行	1.15 月	1.20 月	0.25 月	2.60 月
	改正案 〔施行日〕 〔公布の日〕	1.15 月	1.15 月	0.25 月	2.55 月
	改正案 〔施行日〕 〔令和3年4月1日〕	1.125 月	1.175 月	0.25 月	2.55 月

【第1条関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第19条の4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第19条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第20条の2～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>	<p>第1条～第19条の4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第19条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「<u>100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u>」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第20条の2～第21条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>別表第1～別表第8 (略)</p>

【第2条関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
<p>第1条～第19条の4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支</u></p>	<p>第1条～第19条の4 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び</u></p>

給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第19条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 (略)

第20条の2～第21条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第8 (略)

12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第19条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。

4・5 (略)

第20条の2～第21条 (略)

附則 (略)

別表第1～別表第8 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

【第1条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の95</u>」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の120</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、<u>6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合においては100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第28条～第34条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>

【第2条関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支</p>	<p>第1条～第26条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支</p>

給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 (略)

第28条～第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 (略)

第28条～第34条 (略)

附 則 (略)

別表第1～別表第3 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

【第1条関係】中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第15条 (略) (期末手当)	第1条～第15条 (略) (期末手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては <u>100分の115</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては <u>100分の115</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の120</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第17条～第21条 (略)	第17条～第21条 (略)
附則 (略)	附則
別表 (略)	別表 (略)

【第2条関係】中野区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案	第1条による改正後
第1条～第15条 (略) (期末手当)	第1条～第15条 (略) (期末手当)
第16条 (略)	第16条 (略)
2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては <u>100分の112.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては <u>100分の115</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3・4 (略)	3・4 (略)
第17条～第21条 (略)	第17条～第21条 (略)
附則 (略)	附則
別表 (略)	別表 (略)

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。